

国立大学法人山口大学特定認定再生医療等委員会規則の一部改正について

1 改正理由

このたびの国立大学法人山口大学特定認定再生医療等委員会規則の一部改正は、認定再生医療等委員会設置に合わせ、委員会の設置及び廃止等に関する事務を所掌する組織を変更したこと等に伴い、所要の改正を行うことによるものである。

2 改正規則

規則第 138 号

国立大学法人山口大学特定認定再生医療等委員会規則（平成 27 年規則第 270 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 11 月 4 日

国立大学法人山口大学長 岡 正朗

別紙のとおり

3 新旧対照表

国立大学法人山口大学特定認定再生医療等委員会規則 新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 (新)
(技術専門員) 第 6 条 学長は、審査等業務を行う再生医療等提供計画ごとに、次の各号に掲げる者を施行規則第 64 条の 2 第 1 項に規定する技術専門員として <u>審査等業務に加えるものとする。</u> (1)～(3) (省略) 2～4 (省略) (成立要件) 第 9 条 (省略)	(技術専門員) 第 6 条 学長は、審査等業務を行う再生医療等提供計画ごとに、次の各号に掲げる者を施行規則第 64 条の 2 第 1 項に規定する技術専門員として、 <u>必要に応じ意見を述べる</u> ことができる。 (1)～(3) (省略) 2～4 (省略) (成立要件) 第 9 条 (省略)

<p>2 委員会は、第4条第1号の審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。</p> <p>3 (省略) (審査手数料)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 審査手数料に関し必要な事項は、<u>山口大学特定認定再生医療等委員会標準業務規則</u>において定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員会の設置若しくは廃止の届出又はこの規則の改廃に関する事務は、学術研究部<u>研究推進課</u>が行う。</p>	<p>2 委員会は、第4条第1号の審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。<u>ただし、再生医療等提供計画の変更に係る同号の審査等業務である場合には、この限りでない。</u></p> <p>3 (省略) (審査手数料)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 審査手数料に関し必要な事項は、<u>山口大学特定認定再生医療等委員会等標準業務規則(平成27年規則第271号)</u>において定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員会の設置若しくは廃止の届出又はこの規則の改廃に関する事務は、学術研究部<u>ライフサイエンス支援課</u>が行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年10月23日から施行する。</u></p>
--	---